

名古屋市監査委員告示第 1号

外部監査人の監査の事務補助について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の32第 2項の規定により、外部監査人近藤繁紀の監査の事務を補助する者の氏名及び当該監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

令和 8年 6月12日

名古屋市監査委員	田 辺 雄 一
同	浅 井 正 仁
同	小 林 史 郎
同	大 橋 正 明

氏 名	補助できる期間
佐藤 繁	告示の日から令和 9年 3月31日まで
相宮 秀紀	
佐藤 哲也	
赤塚 法生	
田中 友也	
別所 大介	

名古屋市監査事務局管理課